明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千九百七十三号（リビアに対する制裁に関する決議）に関する件（外務九二）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（同九三）　四

告示

○外務省告示第九十二号

平成二十三年三月十七日、国際連合安全保障理事会において、リビアに対して、飛行禁止区域の設定、武器禁輸の実施、航空機の離発着等の禁止、移動の制限及び資産の凍結等に関する追加的措置を実施することを決定するとともに、文民の保護及び飛行禁止の実施のため全ての必要な措置をとる権限を加盟国に与える次の決議が採択された。

平成二十三年三月二十四日

外務大臣　松本　剛明

二千十一年三月十七日に国際連合安全保障理事会がその第六千四百九十八回会合において採択した決議第千九百七十三号（二千十一年）

安全保障理事会は、

二千十一年二月二十六日付けの理事会決議第千九百七十号（二千十一年）を想起し、

リビア当局が決議第千九百七十号（二千十一年）を遵守していないことを遺憾とし、

悪化している状況、暴力の激化及び大量の文民の犠牲者に対し深刻な懸念を表明し、

リビアの住民を保護するリビア当局の責任を改めて表明し、武力紛争の当事者が文民の保護を確保するために全ての実行可能な措置をとる主要な責任を負うことを再確認し、

恣意的な抑留、人の強制失踪、拷問及び即決処刑を含む重大で組織的な人権侵害を非難し、

さらに、報道関係者、報道専門家及び関係する要員に対してリビア当局が行った暴力及び脅迫行為を非難し、リビア当局が決議第千七百三十八号（二千六年）に概略が示された国際人道法の下での自らの義務を遵守するよう要請し、

リビアにおいて現在行われている文民たる住民に対する広範で組織的な攻撃は、人道に対する犯罪に相当する可能性があることを考慮し、

理事会が、人道機関の帰還を促進及び支援し、リビアにおいて人道及び人道関連の援助を提供するために、必要に応じ、追加的な適当な措置をとることを検討する用意があることを表明した決議第千九百七十号（二千十一年）26の規定を想起し、

文民及び文民居住地域の保護、人道支援の迅速で妨げられることのない通過並びに人道支援要員の安全を確保する決意を表明し、

リビアにおいて行われた、及び行われている重大な人権侵害と国際人道法違反へのアラブ連盟、アフリカ連合及びイスラム諸国会議機構事務局長による非難を想起し、

二千十一年三月八日付けのイスラム諸国会議機構の最終声明及びリビアに関する特別高級委員会を設置した二千十一年三月十日付けのアフリカ連合の平和・安全保障理事会の声明に留意し、

リビアの軍用航空に対する飛行禁止区域の設定を要請し、リビア国民とリビアに居住している外国人の保護を可能とする予防措置として、砲撃にさらされた場所における安全区域を設置するとの二千十一年三月十二日付けのアラブ連盟の決定にも留意し、

さらに、即時の停戦のための二千十一年三月十六日付けの国連事務総長の要請に留意し、

リビアにおける二千十一年二月十五日以降の事態を国際刑事裁判所の検察官に付託するとの理事会の決定を想起し、空軍及び海軍の攻撃を含む文民たる住民を標的とした攻撃の責任者又は共謀者の責任が問われるべきであることを強調し、

リビアにおける暴力から逃れることを余儀なくされた難民及び外国人労働者の窮状に対する懸念を改めて表明し、近隣諸国、特にチュニジア及びエジプトがこれら難民及び外国人労働者の必要に応えるための対応を歓迎し、また、国際社会がこれらの努力を支援することを要請し、

リビア当局が傭兵を継続的に使用していることを遺憾とし、

リビアの空域において全ての飛行の禁止を設定することが、文民の保護及び人道支援の提供の安全のための重要な要素並びにリビアにおける敵対行為の停止のための決定的措置を構成するものであることを考慮し、